

次期大治町総合計画策定について

1. 策定の趣旨

本町では、平成23年3月に第4次大治町総合計画を策定し、「笑顔あふれ みんなで育む 元気なまち おおはる」をまちの将来像に掲げ、行政だけでなく、地域や住民がみんな考え、行動し、だれにとっても住みやすい快適なまちづくりを進めてきました。

この間、わが国では少子化による人口減少と高齢化が急速に進行しており、その対策の一つとして、国では、人口減少の歯止めや東京一極集中の是正、地域経済の活性化など、地方創生の取組を進めています。

本町においても平成28年3月には大治町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略という。」）を策定し、地方創生の推進を図ってきたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活様式は一変し、ウィズコロナ・アフターコロナを想定したまちづくりをはじめ、デジタルトランスフォーメーションを含めた ICT（情報通信技術）の急速な進展への対応、持続可能な開発目標（SDGs）や Society5.0 時代の到来を見据えた取組など、新たな課題や社会潮流に対応した施策の推進が必要となってきています。

このような近年の町行政を取り巻く状況や、現状と課題を整理した上で、まちづくりの方向性と将来像を明らかにし、取り組むべき施策を体系的に示すために、次期大治町総合計画を策定します。

2. 総合計画の概要

（1）名称

本計画の名称は、「第5次大治町総合計画」とします。

（2）位置付け

総合計画は、広い視野で大局的な見地から策定されます。対して、各行政分野の個別計画はそれぞれの分野を深く掘り下げ、専門的な見地から策定される計画です。総合計画は「個別計画を総括する計画」という立ち位置となります。

（3）構成

大治町総合計画は、基本構想、総合戦略及び基本計画で構成します。また、基本計画の下に実施計画を設けます。

①基本構想

基本構想は、将来のまちづくりの方針及び町政の方向を定めるための基本的な考え方を示すものです。

②総合戦略

地方創生を推進するため、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に基づき策定される総合戦略を指します。

③基本計画

基本構想を実現するための施策の基本的方向を示すものです。なお、基本計画の一部を総合戦略と位置付けます。

④実施計画

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式で見直します。

(4) 計画期間

令和5年度から令和14年度の10カ年計画とします。

3. 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 持続可能な行政運営の指針

わが国では人口減少社会に突入していますが、本町においては人口は増加傾向にあります。しかし、いずれは本町にも人口減少は訪れることを見据えつつ、第4次大治町総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価と課題を整理し、今後の社会的、経済的な動向を踏まえ、SDGsの観点を取り入れた持続可能な行政運営の指針となる計画とします。

(2) 地方創生の推進

総合戦略と一体策定することで、人口減少、少子高齢化や地域課題の解決に向けて地域特性に即した施策を行い、地方創生を推進します。

(3) 個別計画と整合した計画

大治町において、これまでに策定された個別計画との整合を図るとともに、各部署で今後策定する個別計画については、総合計画の内容と整合を図ることとします。

(4) 施策・事業の実効性の確保

計画の実現性・実効性を担保するため、町財政を見通し、客観的な資料や調査に基づき施策・事業を位置付けます。

(5) 進捗管理や評価のための指標の設定

総合計画を効果的かつ効率的に推進するため、進捗状況の達成度を明らかにする指標を設定し、評価できるようにすることで、着実に運用できる計画とします。

4. 町民参加・町議会

(1) 町民の意見

町民アンケートの実施や、各種団体等から意見を聞くことで、幅広い層からの意見を聴取します。

また、総合計画案についてはパブリックコメントを行い、意見を求めます。

(2) 議会

基本構想を議決案件とする条例を制定しました。

また、議会に対して状況報告を行いながら計画を策定します。

5. 計画策定の体制

町長の諮問機関として審議会を設置し、また、全庁をあげた策定体制として庁内に総合計画策定委員会、基本構想部会及び基本計画部会を設置します。

(1) 総合計画審議会

町長の諮問機関として、各種団体の代表者、学識経験者等により組織し、町長が諮問する計画案について、審議・答申を行います。

(2) 総合計画策定委員会

課長職以上の者で組織（委員長：副町長）し、庁内の意思決定機関として計画案の調整を行います。

(3) 総合計画策定委員会各部会

原則として係長職の者で基本構想部会及び基本計画部会を組織し、計画案の調査研究を行います。

基本計画部会は、分野毎に総務部会、福祉部会、建設部会、教育部会の4部会を設け、基本構想部会は、各部会の部会長、副部会長で構成します。

6. 計画策定の手順

計画は、令和2年度、3年度及び4年度の3か年に渡って策定し、策定の手順は、概ね次のとおりとします。

(1) 基本構想

- ①基本構想部会が案のとりまとめ、総合計画策定委員会が決定し町長に報告します。
- ②町長は、基本構想案を総合計画審議会に諮問します。
- ③町長は、総合計画審議会の答申を得て基本構想案を議会に提案します。
- ④基本構想案は、議会の議決を得て決定されます。

(2) 基本計画

- ①基本計画部会（総務部会、福祉部会、建設部会、教育部会）が基本計画案のとりまとめを行い、総合計画策定委員会が決定し町長に報告します。
 - ②町長は、基本計画案を総合計画審議会に諮問します。
 - ③基本計画案は、総合計画審議会の答申を得て町長が決定します。
- ※ 基本計画のうち、地方創生に資する施策、事業を総合戦略として位置付けます。

【参考】策定体制

